

公欠制度

(窓口:教務課)

公欠とは…

公欠は、学生が教育活動の一環とみなされる活動に参加するために、あるいは社会通念上妥当とされる事由により授業に出席できない場合、**その授業において欠席の取り扱いをしない措置**です。**欠席を出席の扱いにする制度ではない**ので注意してください。

公欠が認められた場合は、その授業を担当する先生に自身で伝えてください。

| 事 由 | 添付書類 | 手 続 |
|---------------------------|-------------|--|
| ①忌引き（日数は窓口で確認してください。） | 会葬礼状 | 事由発生後、1 週間以内に添付書類を添えて、 教務課 に願い出る。 |
| ②学校保健法施行規則第 19 条に規程された伝染病 | 医療機関発行の証明書 | |
| ③天災（原則 2 週間まで） | 自治体発行の証明書 | |
| ④交通機関の事故・ストライキ | 交通機関発行の証明書 | |
| ⑤単位認定を伴う実習 | | 手続不要 |
| ⑥大学が認める公式戦・行事 | 要項・パンフレットなど | 事由発生前に 学生課 へ願い出る。 |